

令和3年(ラ)第172号

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

令和4年4月28日

意見書

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士

田代



同弁護士

松繁



同弁護士

川本賢



同弁護士

水野絵里奈



同弁護士

福田



同弁護士

井家武男

1

頭書事件（以下「本件」という。）の進行については、御庁から、本年5月末頃を目途に審尋期日を設け、当該審尋期日をもって審理を終結することについて意見を求められたことから、相手方は、令和4年3月17日付け回答書（以下「相手方回答書」という。）を提出し、御庁の方針どおり、速やかに審理を終結していただきたい旨回答した。

一方、抗告人らは、令和4年4月14日付け上申書（以下「抗告人ら上申書」という。）を提出し、抗告人らが今後予定する主張疎明のために、本年5月末をもって審理を終結することはできず、審理の終結には、抗告人ら上申書提出時点から少なくとも3か月以上は要する旨を述べるが、下記で述べる事由に鑑みれば、抗告人らが抗告人ら上申書の「今後予定する主張立証項目」に掲げる項目については、いずれも主張疎明を認める必要はなく、抗告人ら上申書を踏まえても、相手方は、相手方回答書で述べたとおり、速やかに審理を終結していただきたいと考える。

仮に、御庁が、抗告人らが予定している「今後予定する主張立証項目」の全部又はその一部について、抗告人らに対して主張疎明の機会を認めるとしても、下記で述べるとおり、令和3年11月4日の原決定以降、抗告人らは当該項目について十分な検討期間を有していたのであるから、長期の検討期間を認める必要はなく、速やかに、抗告人らは主張疎明を終えるべきであると考えます。また、その場合には、相手方による反論（要否の検討を含む。）の後、速やかに審理を終結していただきたい。

記

- 1 抗告人らの主張は先行2事件及び原審と重複するものであり、取り上げる必要はないことについて

抗告人らが「今後予定する主張立証項目」に掲げる項目は、第1次仮処分（広

島地方裁判所平成28年(ヨ)第38号等)ないし第2次仮処分(広島地方裁判所平成30年(ヨ)第75号)(以下、両事件を「先行2事件」という。)において既に争点とされていた項目であり、その多くは原審において既に主張した項目である。

相手方は、原審において、本件仮処分命令申立ては先行2事件における争点の蒸し返しであることなどを指摘し、本件仮処分命令申立ては信義則に反しあるいは訴権の濫用として許されない旨を主張し(原審債務者答弁書「債務者の主張」第1章(2~21頁))、抗告人らは、裁判所から、本件仮処分命令申立てと先行2事件との関係を問われたのに対して、①本件仮処分命令申立ては、第1次仮処分や第2次仮処分とは、主張が異なり、本件では科学的論点を複雑に争う予定はない、②第1次仮処分及び第2次仮処分の主張書面・疎明資料との重複はほとんどないと考えている、③本件での主張は、広島地方裁判所に係属中の本案訴訟(平成28年(ワ)第289号等)でも未だ主張していないものであると述べた(令和2年6月5日進行協議期日調書(1頁))。

そうであるにもかかわらず、抗告人らが、先行2事件において既に争点とされていた項目について、科学的かつ専門的な論点を含む内容の主張や先行2事件における抗告人らの主張と重複する内容の主張をすることは、上記①及び②に反するものであり、また、令和3年11月18日付け即時抗告申立書の提出から半年近くが経過した後に、抗告人らが特段の事情もなくこれらの項目を主張することは、争点の実質的な蒸し返しであり、民事保全制度の趣旨や訴訟経済に著しく反するものである。

また、抗告人らが原審において既に主張した項目については、令和4年1月7日付け抗告理由書(以下「抗告理由書」という。)を見ても、原審と同様の主張を繰り返すものであるから、原審において議論が尽くされており、これを重ねて

主張することは、いたずらに審理を遅延させることにもなる。

したがって、御庁は、抗告人らが「今後予定する主張立証項目」に掲げる項目について、抗告人らが主張疎明することを認める必要はない。

2 抗告人らに主張疎明の機会が認められるとしても、更なる検討期間を与える必要はないことについて

上記1にかかわらず、仮に、御庁が、抗告人らが「今後予定する主張立証項目」に掲げる項目の全部又は一部についての主張疎明の機会を認めるとしても、「今後予定する主張立証項目」に掲げる項目は、第1次仮処分、第2次仮処分、原審又は本件の本案訴訟において既に主張した項目と重複するものであるから、更なる検討期間を要するとは認められない。

そもそも、抗告人らは、即時抗告提起後14日以内に、抗告理由書を提出しなければならない（民事保全規則6条、民事訴訟規則207条）が、令和3年11月18日付けで即時抗告申立書を提出後、これを大幅に徒過し、本年1月7日付けで抗告理由書を提出している。これだけの期間があれば、抗告人らが、「今後予定する主張立証項目」を抗告理由書に盛り込むことも十分に可能であった。

また、抗告人らは、審理の終結には、抗告人ら上申書提出時点（本年4月14日付け）から少なくとも3か月以上は要する旨を述べているが、抗告人ら上申書提出時点においてさえも、令和3年11月4日に原決定が行われてから既に半年間近くが経過しようとしており、その間に抗告人らは、今後行う予定とする主張疎明について検討し、主張疎明を追加する期間が十分にあった。

このような事情からすれば、既に原決定から半年近くが経過しようとしている本件について、抗告人らが更なる検討期間を求めることは、本件手続きの更なる遅延を招くものでもあり、本件が民事保全事件であることを踏まえると、その必要性は認められない。

したがって、御庁が、抗告人らに主張疎明の機会を認めるとしても、抗告人らに更なる検討期間を与える必要はない。

3 「1 原審における争点一覧表に係る主張」について

抗告人らは、「原審は、多くの重要な争点に対する判断を回避している」旨主張するが、原決定は、抗告人らが提出した令和4年4月14日付け争点一覧表（以下「争点一覧表」という。）に掲げる争点のうち、地震動に関する争点については、「債務者が策定した基準地震動 S_s を少なくとも上回る地震動を本件発電所の解放基盤表面にもたらす規模の地震が発生する具体的危険が認められるか」という観点から適切に判断しており、また、保全の必要性に係る争点についても、民事保全法を適切に解釈の上、判示しているのであるから、「原審は、多くの重要な争点に対する判断を回避している」とする抗告人らの主張は、原決定の判示内容を正解しないものであり、理由がない。

また、抗告人らは、争点一覧表を既に作成及び提出しており、当該事項に係る更なる検討期間は不要である。

4 「2 181ガルを超えた観測地点の分布に係る主張」について

当該事項は、原審における令和2年3月11日付け仮処分申立書（以下「仮処分申立書」という。）及び準備書面並びに抗告理由書を通じて、同じ主張が繰り返されており、抗告人らの主張は尽くされていると考えられる。

したがって、上記1及び2で述べた内容も踏まえると、当該事項について、抗告人らによる更なる主張疎明を認める必要はなく、また、抗告人らに更なる検討期間を与える必要もない。

5 「3 相手方の抗告審答弁書（本年3月4日付）に対する反論」について

抗告人らは、抗告理由書において原決定を批判するが、その内容は概ね原審における抗告人らの主張を繰り返すものであり、抗告審における相手方答弁書

(以下「答弁書」という。)も原審での相手方の主張に沿った内容となっていることから、抗告人らによる更なる反論の必要はないと思われる。しかも、相手方は、答弁書を本年3月4日付けで提出しており、抗告人ら上申書提出時点において、答弁書提出から1か月以上が経過していることを踏まえると、答弁書について抗告人らに更なる検討期間を与える必要はない。

6 「4 松田式等の不合理性に関する主張」について

当該事項は、科学的かつ専門的な論点を含むものであるし、本件の本案訴訟(原告ら準備書面(9)、同準備書面(27)及び同準備書面(35))及び第1次仮処分(債権者ら準備書面(5)等)でも主張されており、第1次仮処分では、松田式が合理的であることが認められ、その内容で確定している(広島高裁平成30年9月25日決定39頁以下)。抗告人らが当該事項に係る主張を行うことは、原審の令和2年6月5日進行協議期日における「本件仮処分命令申立ては、第1次仮処分及び第2次仮処分とは、主張が異なり、本件では科学的論点を複雑に争う予定はない。」との抗告人らの発言に反するものである。

また、抗告人らは、原審において、当該事項に係る主張を撤回しているものであり、原審で撤回した主張を抗告審で再度主張することは、信義に反し、審理を遅延させるものであることから、これを認める必要はない。

したがって、上記1及び2で述べた内容も踏まえると、当該事項について、抗告人らによる更なる主張疎明を認める必要はなく、また、抗告人らに更なる検討期間を与える必要もない。

7 「5 650ガル未満の地震動による危険に関する主張」について

抗告人らは、「650ガル未満の地震動による危険に係る主給水ポンプ等の問題を争点化する必要がある。」と述べるが、これは、主給水ポンプ等は耐震重要度が低く、基準地震動 S_s を超過しない地震動であっても、これらの設備が損

壊するおそれがあるとの主張、つまり、原子力発電所の設備を耐震重要度に応じて分類した上で、安全上重要な設備である耐震重要度分類がSクラスの設備に格段に高い信頼性を持たせることにより原子炉の安全性を担保するという原子力発電所の重要度分類に基づく安全性の確保の論点に係る主張であると考えられるところ、第1次仮処分（債権者ら準備書面（7）等）を通じて、当該論点についての審理が尽くされた結果、相手方の主張が認められ、その内容で確定している（広島高裁平成30年9月25日決定4頁、広島高裁平成29年12月13日決定316頁以下）。

また、当該事項は、原審及び抗告理由書において主張されておらず、現時点においても何らの具体性を有した主張がなされていないのであるから、今後、抗告人らが当該事項を新たに主張疎明することは、審理を遅延させるものであって、時機に後れているものとする。

したがって、上記1及び2で述べた内容も踏まえると、当該事項について、抗告人らによる更なる主張疎明を認める必要はなく、また、抗告人らに更なる検討期間を与える必要もない。

8 「6 南海トラフ地震に関する主張」について

南海トラフの巨大地震に係る相手方の地震動評価が過小である旨の抗告人らの主張については、原審における仮処分申立書及び準備書面並びに抗告理由書を通じて、同じ主張が繰り返されている。また、抗告人らは、南海トラフの巨大地震に係る地震動評価において、本件発電所の敷地直下に強震動生成域を追加したケースにおける相手方の地震動評価に係る主張に対して専門家の協力及び意見書の作成が必要とするが、この論点については、第1次仮処分において、債権者ら準備書面（5）を始めとして、同じ主張が繰り返され、また、専門家の野津厚氏の意見書も複数回提出されており、当該論点についての審理が尽くされ

た結果、相手方の主張が認められ、その内容で確定している（広島高裁平成30年9月25日決定68頁以下）。また、とりわけ、南海トラフの巨大地震に係る地震動評価において、本件発電所の敷地直下に強震動生成域を追加したケースにおける相手方の地震動評価に係る主張は、科学的かつ専門的な論点を含むものであって、抗告人らが当該事項に係る主張を行うことは、原審の令和2年6月5日進行協議期日における「本件では科学的論点を複雑に争う予定はない」との抗告人らの発言に反するものである。

したがって、上記1及び2で述べた内容も踏まえると、当該事項について、抗告人らによる更なる主張疎明を認める必要はなく、また、抗告人らに更なる検討期間を与える必要もない。

9 「7 電離放射線被曝の危険に関する主張」について

当該事項は、本件発電所において過酷事故が発生した場合の被害に関する論点に係る主張であると考えられるところ、第1次仮処分（債権者ら準備書面（3）等）を通じて、当該論点についての審理が尽くされた結果、相手方の主張が認められ、その内容で確定している（広島高裁平成30年9月25日決定4頁、広島高裁平成29年12月13日決定201頁以下）。

また、当該事項は、原審及び抗告理由書において主張されておらず、現時点においても何らの具体性を有した主張がなされていないのであるから、今後、抗告人らが当該事項を新たに主張疎明することは、審理を遅延させるものであって、時機に後れているものとする。

さらに、仮に本件3号機において、放射性物質が異常に大量に放出されるという事態が生じるとしても、放射線量は距離による低減効果が大きいことから、本件3号機から相当程度遠方（自治体が避難計画を策定することが義務付けられている半径30km圏よりも遠い地点）に居住する抗告人らが避難等を余儀

なくされる、すなわち、被ばくする蓋然性は低いことについては、原審債務者答弁書「申立ての理由に対する認否」第12(316頁)で述べたとおりであり、当該事項に係る抗告人らの主張は、その必要性が認められない。

また、原審では意見書(甲87)として提出した内容を主張として整理するだけであるから、抗告人らに更なる検討期間を与える必要性も認められない。

したがって、上記1及び2で述べた内容も踏まえると、当該事項について、抗告人らによる更なる主張疎明を認める必要はなく、また、抗告人らに更なる検討期間を与える必要もない。

10 「8 ロシアのウクライナ侵攻を踏まえた戦争行為による原発事故に起因する人格権侵害の具体的危険に関する主張」について

抗告人らは、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻を契機として、武力攻撃により過酷事故が発生することに起因する人格権侵害の具体的危険について主張を行う必要がある旨述べるが、他国によるわが国に対する軍事侵攻、他国による原子力発電所に対する武力攻撃、更にはそれによる原子力発電所の損傷等については、わが国の国情及びわが国を取り巻く国際情勢を踏まえても、現時点で何らそのような具体的な状況になっているわけでもなく、単に理論的ないし抽象的に危険性が存在するに留まるのであるから、人格権侵害による被害が生じる「具体的危険」が認められず、当該事項に係る抗告人らの主張は、そもそもその必要性が認められない。また、仮に、抗告人らの主張が、人格権侵害の具体的危険に関連するものであるとしても、その趣旨は、大規模なテロ攻撃への対策に関する論点の延長線上のものであると考えられるところ、原子力利用に関する法令の規定からすれば、原子力発電所を含む原子炉のテロリズムその他の犯罪行為に対する安全性の確保については、基本的には国の責務であるが、相手方は、原子炉等規制法、国民保護法等を踏まえ、故意による外部人為事象への対

策を講じている。また、抗告人らのこのような主張は、第1次仮処分（債権者ら準備書面（9）の補充書（4））を通じて、同じ主張が繰り返されており、当該論点についての審理が尽くされた結果、相手方の主張が認められ、その内容で確定している（広島高裁平成30年9月25日決定4頁，広島高裁平成29年12月13日決定386頁以下）。

したがって、上記1及び2で述べた内容も踏まえると、当該事項について、抗告人らによる更なる主張疎明を認める必要はなく、また、抗告人らに更なる検討期間を与える必要もない。

以上